

ショートステイ温泉保養館おおゆ運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人楽山会が開設するショートステイ温泉保養館おおゆ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、短期入所生活介護の提供にあたる従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては、要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条** 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の従事者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の従事者は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人楽山会ショートステイ温泉保養館おおゆ
- （2）所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字湯ノ岱1丁目20番地

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）嘱託医 1名以上（非常勤）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名以上（常勤兼務2名、非常勤専従1名）

短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、短期入所生活介護計画の作成等を行うとともに利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練・指導を行う。

- (5) 看護職員 1名以上（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）

利用者の日常生活の看護、健康管理、協力病院との連携、相談および援助業務に従事する。

- (6) 介護職員 10名以上（常勤専従8名、常勤兼務2名、非常勤専従3名）

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

- (7) 栄養士 1名（非常勤専従）

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

- (8) 調理員 3名以上（常勤兼務4名）

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、20名とする。

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 日常生活上の相談・助言
- (5) 送迎
- (6) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

2 前項の他、利用に応じて次の料金を徴収する。

- (1) 食費及び滞在費は、実費相当額とする。

(2) 上記の他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用を実費とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、鹿角市、大館市、小坂町とする。

(衛生管理等)

第9条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変や緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び管理者に報告するものとし、必要に応じ主治医若しくは嘱託医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所における非常災害対策は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害に際して必要な消火設備、その他の設備を設ける。
- (2) 消防業務については、防火管理者及び火気取扱責任者を置く。
- (3) 火災及び風災害、地震等の災害に対処するための具体的計画を策定する。

- (4) 具体的計画に基づいた、避難、誘導、救出訓練を年2回実施する。
- (5) 具体的計画は、消防署などの関係機関と連携し、随時適切なものとする。
- (6) 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に通知する。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、自ら提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関して、市町村が行う文書等の提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務)

第14条 事業所の従事者は、正当な理由がなく、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。

2 事業所は、事業所の従事者が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。

3 事業所の従事者は、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族から予め同意を得ない限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

(身体拘束について)

第15条 短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る虐待防止のための指針の整備

(2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第17条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する短期入所生活介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第18条 事業者は、利用者に対し適切な短期入所生活介護を提供できるよう、従事者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 事業者は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年2回

- 3 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人楽山会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年 9月 1日より施行する。

一部改定 平成24年 4月 1日

一部改定 平成27年 4月 1日

一部改定 平成29年 6月26日

一部改定 令和 2年 4月 1日

一部改定 令和 5年 7月 1日

一部改定 令和 6年 4月 1日